

# 生活保護の却下処分は「違法」

生活保護受給者切り捨てをねらう法案が国会提出されているなか、大阪地裁で10月31日、画期的な判決が出ました。生活保護申請にたいし5回も却下した大阪府岸和田市の対応を「違法」と判断、市に申請却下処分の取り消しと、慰謝料などを68万円余の支払いを命じたのです。大阪府・生保協関係者

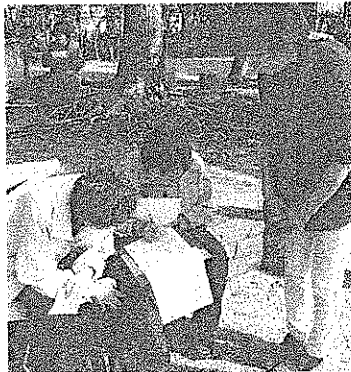
## 大阪・岸和田 地裁判決

「これでやっと心が晴らすべてが却下されました。大阪地裁で判決を聞いた男性(41)は目に涙をため、つぶやきま後、早く自立したい」とすく働き始めました。08年6〜12月までに5回も生活保護を申請。それで働き、大手家電メーカー

1で組み立て作業をする派遣社員に。ところが、結婚2年目の08年2月に「派遣切り」され、岸和田市に転居します。ハローワークに通い、就職情報誌、新聞の求人情報を見て、手当たり次第に電話しました。その数400件以上、50回近く面接を受けました。中学卒業の履歴でなかなか仕事が見つかりません。就職活動の合間に内職をしますが、月にわずかの収入で生活に困り、所持していたCDや書籍、服などを売ってしのいで

いました。妻も、ひざに水がたまり、座るのも歩くのも困難に。月に1万円ちょっとのアルバイトしかできません。男性は生活のようすをこう語ります。「まともな食事もできず、10円のパンの耳を何日かに分けて朝食にしました。昼と夜は、100円ショップで買った小麦粉と閉店前のスーパーで投げ売りになったキャベツで「お好み焼きをつくって」お好み焼きをつくって。家賃が滞り、ガスも止められ、自殺を考えた」

す、10円のパンの耳を何日かに分けて朝食にしました。昼と夜は、100円ショップで買った小麦粉と閉店前のスーパーで投げ売りになったキャベツで「お好み焼きをつくって」お好み焼きをつくって。家賃が滞り、ガスも止められ、自殺を考えた



控訴しないよう求める要請署名を訴える山田さん(右)と原告の男性(左端) = 4日、岸和田市

困り果てた夫婦は、市に生活保護を申請しましたが、市は実情を考慮せず「求職活動をすれば仕事につけるはず」と突き放しました。今回の判決で、田中健治裁判長は、生活保護法が申請者の「稼働能力の活用」を生保受給者の「要件」にしていることについて、能力の有無だけでなく、年齢や健康状態、生活歴、学歴などを勘案し、困窮程度についても考慮すべきだと指摘しました。また抽象的な有効求人倍率のみで就労できると判断すべきでないとし、市の対応を「生活保護法の解釈を誤り違法」としました。

09年7月、男性は6回目申請がようやく認められ、現在は生活保護を受けながら、夫婦で新聞配達をして自立への道を模索しています。判決後の会見で、夫婦は、「私たちのような人が窓口で追い返されることなく、生活保護を活用して自立していけるようにしてほしい」と力を込めました。

## 申請5回 仕事なく困り果てた



生活保護改悪の2法案が国会に提出されて



岸和田生活保護訴訟弁護団 弁護士 尾藤 喜喜さん

いる時期にこの勝利判決が出た意義は大きい。国は申請を審面でも、いろいろな資料を添付して提出しないと申請として認めないという法案を出している。この判決は生活保護を利用している。と窓口に行ったら、はっきり「申請します」と言わなかった場合でも、福祉事務所は申請に導いていかなければいけない、そうでなければ損害賠償の義務があるとはっきり指摘している。

## 改悪法案反対に大きな力



全大阪生活と健康を守る会連合会会長 大口 耕吉郎さん

今回の判決は、生活保護基準引き下げや申請のハードルを高くし生活保護を受けにくくする生活保護改悪関連2法案に反対する全国の運動の大きな励みになります。現在でも生

活保護の捕捉率は約2割弱と低く、生活保護申請者を役所の窓口で追い返す「水際作戦」が横行しているなか、判決を力に申請権の保障を求めていきます。今回の判決は、市民団体主催のまつりで、市が控訴しないよう求める要請署名を訴えました。最初の申請時から支援してきた岸和田生活と健康を守る会の山田英子会長は「みんなすごく喜んでくれました。市は誤りを認め、控訴せず自治体の役割を果たすようにしてほしい」と語りました。